

地域密着型通所介護及び
予防型通所介護サービス
運営規程

医療法人 ナカノ会

ナカノデイサービス

ナカノデイサービス運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人ナカノ会が設置運営するナカノデイサービス（以下「事業所」という）が行う地域密着型指定通所介護及び介護予防通所介護事業・予防型通所介護サービス（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護（以下「介護サービス」という）の提供を受ける者（以下「利用者」という）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ナカノデイサービス
- (2) 所在地 鹿児島市伊敷3丁目14番8号

(従業者の職種、人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による人員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上（兼務可）
生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従業者に対する助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、介護サービスの提供に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（兼務可）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) 延長時間 午後4時30分から午後5時30分までの1時間とする。

(利用人員)

第6条 利用定員は1日10名とする。ただし、地域密着型介護予防通所介護の利用者を含む。

(通所介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 生活指導(相談援助等) | (2) 機能訓練(日常動作訓練) |
| (3) 介護サービス | (4) 健康状態の確認 |
| (5) 送迎サービス | (6) 給食サービス |
| (7) 入浴サービス | (8) その他利用者に対する便宜の提供 |

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額(予防型通所介護サービスにおいては鹿児島市長の定める基準上の額とする)とし、当該介護サービスが法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) 特別行事費として行事に係る相当な費用
 - (4) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
 - (5) キャンセル料について当日、利用開始後の体調不良や急変等で止むを得ず食事をキャンセルされた場合の食事代については支払いをうけるものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス提供の記録等)

第9条 サービス提供を実施した際には、あらかじめ定めた「通所介護記録書」等の書面に、必要事項を記入します。

- 2 事業者は、「通所介護記録書」等の記録を作成、完了後5年間は適正に保管し、利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(通所介護計画の作成)

第12条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理と評価を行う。

(緊急時における対応方法)

第13条 従業者は、介護サービス実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて消防計画、風水害、地震、火山災害、津波等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、消火・通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(事故発生時の対応)

第16条 従業者等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第17条 事業所は、通所介護及び介護予防通所介護の提供に係る利用者及びその介護者からの苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すると共に、その解決するための措置を講ずるものとする。
- 3 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。

○苦情窓口受付

担当者(管理者) 東郷 佑紀

連絡先 099-228-2888

○営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

○行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 介護保険課 給付係	所在地：鹿児島市山下町 1 1 番 1 号 電話番号：2 1 6 - 1 2 8 0 受付時間：9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
国民健康保険 団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号：2 1 3 - 5 1 2 2 受付時間：9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
鹿児島県 社会福祉協議会	所在地：鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 電話番号：2 5 7 - 3 8 5 5 受付時間：9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(身体拘束の禁止)

第 18 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命 又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止)

第19条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、指針を整備し、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 6 第三者評価の実施は行っていない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修会の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ナカノ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成26年3月1日から施行する。

この規定の変更は、平成26年5月1日から施行する。(管理者、延長時間)

この規定の変更は、平成27年8月1日から施行する。(営業日、条文追加)

この規定の変更は、平成27年10月1日から施行する。(介護負担割合)

この規定の変更は 平成29年4月1日から施行する。(地域密着型追加・非常災害対策・地域との連携)

この規定の変更は 平成30年3月1日から施行する。(地域密着型介護予防通所介護名称変更及び条文内容変更)

この規定の変更は 平成30年4月1日から施行する。(地域密着型通所介護及び予防型通所介護サービスへの名称変更)

この規定の変更は 令和 4 年 1 月 1 日から施行する。(営業時間の名称、延長時間、第 20 条 (地域との連携等) の条文内容変更)

この規定の変更は、令和 04 年 4 月 1 日から施行する。(管理者)

この規定の変更は、令和 05 年 2 月 1 日から施行する。(第 19 条 2 の追加)

この規定の変更は、令和 06 年 2 月 1 日から施行する。(第 19 条条文追加)